

氏名（生年月日）	井奈波 晃 ^{イナバ ヨウ} （1991年2月21日）
学位の種類	博士（会計学）
学位記番号	商博甲第76号
学位授与の日付	2021年3月17日
学位授与の要件	中央大学学位規則第4条第1項
学位論文題目	売却時価会計の理論的背景に関する研究
論文審査委員	主査 上野 清貴 副査 石川 鉄郎・浅倉 和俊

**井奈波晃氏提出学位申請論文
売却時価会計の理論的背景に関する研究
審査報告書**

1 本論文の研究目的と問題意識

本論文の目的は、売却時価会計の理論的背景を明らかにすることである。売却時価会計とは、財を現在の貨幣等価額（売却時価）により測定する会計システムである。売却時価は出口価格（exit value）の概念であり、ある財を市場で売却する時の価格のことである。

測定基礎としての売却時価は、過去にチェンバース（R. J. Chambers）やスターリング（R. R. Sterling）といった会計学者により提唱され、近年では国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards, 以下、IFRS とする）における公正価値測定に含まれている。しかし、IFRS の基準をみると、過去に提唱された売却時価会計の学説とは異なる点がみられ、測定基礎としての売却時価に関する統一的な理論的背景は、現代において存在していないようである。そこで、本論文では、売却時価会計の学説および IFRS の基準を手がかりとして、測定基礎として売却時価を用いる会計システムの理論的背景を明らかにすることを試みている。

会計理論において、どの測定基礎を選択するかという問題は、非常に重要な論点である。どの測定基礎が最も優れているかについては、これまでに多くの会計学者や基準設定主体により議論されてきたが、現代において、すべての人が納得するような結論は未だ出ていない。そのため、現代会計では、複数の測定基礎を用いる混合測定会計が主流となっている。

本論文において売却時価を取り上げるのは、制度化された測定基礎の中では最も新しいものであることと、これまで主流とされてきた測定基礎である取得原価（historical cost）の有力な対抗馬として位置付けられていることに着目したからである。公正価値（fair value）は近年になってはじめて制度化された基準であるが、その中にそれまで制度化されてこなかった売却時価の考え方が含まれていることから話題となっている。測定基礎として公正価値を用いることには、未だ賛否両

論あるという状態であり、その有用性について疑問視される向きもある。しかし、それまで会計システムの中でも主流とされてきた、取得原価会計に対する最も有力な対抗馬であることも事実である。実際に、売却時価会計を提唱したチェンバースおよびスターリングは、取得原価会計に対する優位性を意識して理論構築を行っていた。

売却時価会計をはじめ体系的な会計理論として提唱したのが、チェンバースである。チェンバースは、すべての資産と負債を現在の貨幣等価額（売却時価）で測定する、全面売却時価会計を提唱した。彼は 1950 年代頃からその理論の方向性を考えており、1966 年に売却時価会計を体系的な理論として完成させた。特に、当時主流であるとされた取得原価会計を強く意識して理論構築が行われている点が特徴的である。

チェンバースから少し遅れて売却時価会計を主張したのが、スターリングである。スターリングは 1970 年に測定基礎として売却時価を用いることを主張し、その後 1979 年になると、体系的な理論として売却時価会計を主張した。彼の理論の特徴は、会計を科学化することを目指して、会計理論に科学的方法論を適用していることにある。

公正価値を含む会計システムが基準としてはじめて制度化されたのが、IFRS である。IFRS では元々、各基準の中に公正価値を用いる規定があったが、2011 年に IFRS 第 13 号「公正価値測定」（以下、IFRS 第 13 号とする）が公表されるまで、その定義や考え方が統一されていなかった。IFRS 第 13 号の公表後は、それらがまとめられたことで公正価値に関する議論が大きく進展したものの、そもその公正価値の有用性については、未だ議論がなされているという状況である。

このように、売却時価の概念を含む測定基礎を用いる会計システムは複数存在するが、それらには成立の経緯や内容に差異が存在し、その統一的な理論的背景は明らかになっていない。これまでの売却時価会計や公正価値に関する研究においても、それらの会計システムを単独で取り上げたものがほとんどであり、同列に取り上げて比較検討した研究はほとんどない。そこで、本論文では、売却時価の概念を含む測定基礎を用いる複数の会計システムについて、理論的および実証的な観点から検討することで、売却時価会計の理論的背景を明らかにすることを試みるものである。

2 本論文の構成と内容

本論文は、上述した研究目的を明らかにした序章と、7 つの章および終章から構成されている。本論文の構成は次のとおりであり、各章の内容は以下のとおりである。

- 第 1 章 チェンバース初期会計理論の構造と方法論
- 第 2 章 チェンバース継続時価会計における仮説演繹体系の検討
- 第 3 章 スターリング売却時価会計の理論構造
- 第 4 章 スターリング売却時価会計における計算構造の検討
- 第 5 章 売却時価会計学説を基礎とした公正価値の実証研究

第6章 公正価値会計の概要

第7章 売却時価会計の理論的背景と展望

第1章「チェンバース初期会計理論の構造と方法論」では、会計理論の構造と方法論について検討することを目的として、チェンバースの1950年代の論考を取り上げ、会計の一般理論といえるものもつべき構造と、そのような理論を構築するための方法論を明らかにすることを試みている。その結果、彼が想定する会計の一般理論とは、現実世界の観察から命題が段階的に導出されていき、理論が形成されるような構造をとるものであることが明らかとなった。そのような理論は、あらゆる実体に適用できる会計理論となる。そして、そのような理論は、科学的方法論である仮説演繹法を用いることで生じるものである。彼の問題意識は、当時会計理論とされていたものは会計理論たりにえないとして、科学的方法論による会計理論構築の必要性を感じていたところにある。そして、そのような理論は、第2章で取り上げるChambers [1966]において具体化されることになる。

第2章「チェンバース継続時価会計における仮説演繹体系の検討」では、チェンバースの売却時価会計の理論について検討することを目的として、Chambers [1966]を取り上げ、一般理論として体系化された売却時価会計の理論構造を明らかにすることを試みている。その結果、命題の性質の区別に若干の曖昧さがあるものの、現実世界の観察から段階的に命題を導出することで、命題体系として理論構築がなされていることが明らかとなった。Chambers [1966]では、まず有機体である人間を取り上げることから議論が始められており、これが現実世界の観察に相当する部分である。続いて、人間が合理的に行動することを前提とした最適適応の概念が導出される。そして、市場における人間の行動に現在現金等価額に関する情報が必要であることが導出される。この一連の流れに、複式簿記の仕組みや企業や政府といった実体の性質が加わり、売却時価会計の理論となる。

第3章「スターリング売却時価会計の理論構造」では、スターリングの売却時価会計の理論について検討することを目的として、Sterling [1967] , Sterling [1970a] , Sterling [1970b]を取り上げ、彼の会計理論に対する基本的な考え方や、彼の売却時価会計の理論構造を明らかにすることを試みている。その結果、以下のことが明らかとなった。彼の問題意識は、当時の会計が科学として成立していなかったために、理論が実務の規範として機能できていなかったところにある。その解決策として、彼は科学的方法論による会計理論の構築を目指しており、会計理論を意思決定理論の一部として位置付けた。彼の売却時価会計の理論における命題体系は、情報内容を規定する真实性および目的適合性という規準が、意思決定理論によりまとめられることで成立している。

第4章「スターリング売却時価会計における計算構造の検討」では、取得原価会計と売却時価会計による開示方法が比較検討されているSterling [1975]を取り上げ、スターリングの売却時価会計による表示方法を明らかにし、さらに売却時価会計の理想的な開示方法を示すことを試みている。

その結果、以下のことが明らかとなった。彼による売却時価会計の財務諸表では、COG (command over goods ; 財に対する支配力) に関する情報を表示する。そのために、売却時価により期末の貸借対照表を作成し、期首の貸借対照表に一般物価水準変動の調整を行う。そのようにして作成された財務諸表は、貸借対照表において総 COG が表示され、損益計算書において COG の変動が表示される。これらの数値は、経験的検証可能性および目的適合性を満たすものである。さらに第 4 章では、売却時価会計の理想的な開示方法として、貸借対照表において資産の減価および増価を項目ごとに物価変動の種類別に区別して表示することを提案している。それにより、内部の財務諸表作成者と外部の財務諸表利用者間に生じる情報格差を解消することができることを示している。

第 5 章「売却時価会計学説を基礎とした公正価値の実証研究」では、チェンバースおよびスターリングの売却時価会計が実際に有用であるかどうかについて分析することを目的として、売却時価会計の理論に基づいて仮説を立て、擬似的に売却時価会計の分析を行っている。具体的には、売却時価会計の有用性について検証するために、売却時価情報と株価の価値関連性について分析している。その結果、資産を売却時価で評価することによって、期間比較に用いることができ、企業の市場価値をより正確に説明できるということが示唆された。この結果は、売却時価情報は企業が自身の現状把握および意思決定をするために有用であり、また企業外部の利害関係者にとってリスク判断や経営者の過去の業績判断に用いるのに有用であるという両学説から導かれる含意と整合するものであるとしている。

第 6 章「公正価値会計の概要」では、IFRS における公正価値に関する基準を概観することを目的として、「財務報告に関する概念フレームワーク」および IFRS 第 13 号「公正価値測定」を取り上げている。概念フレームワークでは、IFRS の基礎的前提といえるものが述べられており、IFRS 第 13 号では、測定基礎としての公正価値について、網羅的に述べられている。ここで取り上げた IFRS の公正価値に関する基準を用いて、第 7 章で売却時価会計との比較検討を行っている。

第 7 章「売却時価会計の理論的背景と展望」では、測定基礎として売却時価を用いる会計理論の理論的背景と展望を明らかにすることを目的として、IFRS の公正価値会計、チェンバース理論、スターリング理論の比較検討を行っている。その結果、情報利用者の意思決定に資する情報を提供するという財務諸表の目的については、IFRS および売却時価会計で類似することが明らかとなった。そして、それ以外の差異は、混合測定会計である IFRS と単一の測定基礎として売却時価を用いる売却時価会計の方法論の違いに起因することが明らかとなった。財務諸表が提供すべきであるとされる情報や情報をもつべき要件は IFRS・売却時価会計ともに類似する点がみられたものの、そもそもの会計(理論)の目的・位置付けや、そこから展開する測定基礎を選択するまでの流れは、まったく異なるものであった。その差異は、科学的方法論や理論展開を強く意識していた売却時価会計と、利用者の意見を取り入れて受け入れられやすい基準を目指している IFRS の特徴が表れた結果であ

るといえるとしている。

さらに第7章では、売却時価を測定基礎として用いる会計理論の理論的背景と展望を明らかにすることを試みている。その結果、そのような会計理論が今後制度として成立するために必要な要素として、次のようなものを挙げている。(1) 会計理論の構造、(2) 情報利用者の意思決定に基づいた理論構築、(3) 科学的方法論の適用である。(1)について、売却時価会計が成立するためには、会計理論の構造そのものがそれに適した形でなければならない。(2)について、測定基礎を選択するにあたり、情報利用者の意思決定を仮定して理論を構築しなければならない。(3)について、科学的方法論を適用して情報の有用性を検討しなければならない。そして、これらの3点が満たされることがあれば、単一の測定基礎として売却時価を用いる売却時価会計が制度として成立する可能性があるとしている。

3 本論文の評価すべき点と若干の問題点

(1) 評価すべき点

上述したように、本論文の目的は、売却時価の概念を含む測定基礎を用いる複数の会計システムについて、理論的および実証的な観点から検討することで、売却時価会計の理論的背景を明らかにすることを試みるものである。この目的に沿って、本論文は次のように評価することができる。

本論文の評価すべき第1の点は、売却時価会計学説の流れを、チェンバースの主張する環境適応理論の流れとスターリングの主張する科学的方法論の流れに着眼し、両者の流れを統合する形で売却時価会計を理論的に導き出したことである。さらに、その結論に至る過程において先行研究を丹念に行い、緻密な思考展開に基づいて、売却時価会計を理論的に結論付けている。

本論文の評価すべき第2の点は、理論的に導き出した売却時価会計の結論を実証研究によって裏付けしたことである。従来の売却時価会計論は理論研究にとどまり、結論を証明する実証研究はほとんど皆無であった。これに本論文は果敢に挑戦し、会計研究の本来とるべき方法である、理論を実証によって証明したことに、本論文の大きな意義がある。

そして、本論文の評価すべき第3の点は、売却時価会計の理論研究と実証研究により、売却時価会計が今後制度として成立するために必要な要素として、(1) 会計理論の構造、(2) 情報利用者の意思決定に基づいた理論構築、(3) 科学的方法論の適用を挙げており、これらの3点が満たされることがあれば、単一の測定基礎として売却時価を用いる売却時価会計が制度として成立する可能性がある」と指摘したことである。それは、売却時価会計を超えて、会計の一般理論を構築しようとするものである。

これらのことから、本論文はその研究目的を十分に果たしていることができ、高く評価できる論文である。

(2) 若干の問題点

本論文は、以上のような研究の統合性、緻密性、理論性および実証性を備えている優れた論文であるが、井奈波氏の今後の研究の進展を期待するという意味で、ここで本論文の若干の問題点を指摘しておきたい。

- ① 本論文は、売却時価会計と、取得原価をはじめとする他の測定基礎を用いた会計の比較検討を行っていない。本論文では、売却時価会計を中心に取り上げていることから、売却時価会計以外の学説は取り上げられていない。しかし、他の測定基礎・会計システムに対して売却時価・売却時価会計がもつ優位性をより詳細に明らかにしようとするならば、他の測定基礎・会計システムに関する学説との比較検討が必要である。
- ② 本論文は、公正価値のレベル1からレベル3までのインプットについて、それぞれの比較検討を行っていない。本論文では、売却時価会計と公正価値会計の比較にあたり、その考え方や理論的背景に着目している。そのため、公正価値のレベル1からレベル3までのインプットについて、それぞれの比較検討が行われていない。
- ③ 本論文は、真の売却時価会計のデータを用いた実証研究を行っていない。本論文では、売却時価会計の実証研究において、擬似的な売却時価会計によるデータを用いている。そのため、変数作成の過程で誤差が生じていたり、実際の売却時価会計のデータではみられない影響が生じていたりする可能性がある。

しかしながら、これらは本論文を今後より良いものにするために、井奈波氏に期待したい研究課題であり、これによって本論文の学術的価値が損なわれることは決していない。

4 口頭試問

口頭試問において、本論文の裏付けとなる知識、考え方、今後の展開可能性などについて質疑応答を行い、その結果、十分な能力を備えていることを確認した。

5 本論文の評価

以上を総合的に判断するとき、井奈波晃氏の博士学位申請論文『売却時価会計の理論的背景に関する研究』は本学の博士（会計学）の学位授与に十分に値するものと評価する。

2021年1月9日

上野清貴
石川鉄郎
浅倉和俊

【参考文献】

Chambers, R. J. [1966] *Accounting, Evaluation and Economic Behavior*, Prentice-Hall.

IASB [2011] *International Financial Reporting Standards 13 “Fair Value Measurement”*, International Accounting Standards Board.

IASB [2018] *Conceptual Framework for Financial Reporting*, International Accounting Standards Board.

Sterling, R. R. [1967] A Statement of Basic Accounting Theory: A Review Article, *Journal of Accounting Research*, Vol. 5, No. 1, pp. 95-112.

Sterling R. R. [1970a] *Theory of the Measurement of Enterprise Income*, The University Press of Kansas.

Sterling, R. R. [1970b] On Theory Construction and Verification, *The Accounting Research*, Vol. 45, No. 3, pp. 444-457.

Sterling, R. R. [1975] Relevant Financial Reporting in an Age of Price Changes, *Journal of Accountancy*, Vol. 139, No. 2, pp. 42-51.